



その先の、道へ。北海道
Hokkaido. Expanding Horizons.

北海道医療計画〔地域推進方針〕

作成マニュアル

保健福祉部地域医療推進局地域医療課

平成29年11月

目 次

1	マニュアル作成の趣旨	・・・	P 1
2	地域推進方針作成に係る経緯・趣旨等	・・・	P 1
3	地域推進方針の作成時期等	・・・	P 1
4	地域推進方針の記載項目	・・・	P 2 ～ 6
5	地域推進方針の検討・作成の手順（参考）	・・・	P 7
6	地域推進方針の作成・推進にあたって留意すべき事項	・・・	P 8
●	参考様式（ひな形）	・・・	P 9 ～ 12

1 マニュアル作成の趣旨

- 第二次医療圏単位で北海道医療計画〔地域推進方針〕を作成するにあたり、各保健所における作成の手順等を示すとともに、保健医療福祉圏域連携推進会議における検討に資するために作成するもの。

2 地域推進方針作成に係る経緯・趣旨等

- 平成20年3月に策定した北海道医療計画（～H29）（以下、「道計画」という。）においては、計画の中核をなす疾病・事業それぞれの医療連携体制の構築とその推進について、地域単位で保健所が市町村、医療機関、関係団体、道民等と共に取り組む必要があることから、道計画の策定に合わせ、第二次医療圏の中心となる保健所において、地域の実情に応じた医療連携体制を構築し、円滑に推進するための方針として、圏域ごとに「地域推進方針」を作成いただいているところ。
また、道計画を25年3月に一部改訂したことにより、地域推進方針についても、25年度に見直しを行っている。
- 現行の「地域推進方針」の期間は、道計画と同様におおむね5年間としていることから、平成30年度を始期とする新たな道計画の策定と合わせ、第二次医療圏ごとに設置している保健医療福祉圏域連携推進会議において、現行の地域推進方針における目標の達成状況や施策の進捗状況の評価などを行っていただき、5疾病・5事業及び在宅医療それぞれに係る医療連携体制を構築し、円滑な推進を図るため、第二次医療圏ごとに、新たな「地域推進方針」を作成していただく。
- なお、地域推進方針の作成については、「北海道医療計画策定検討チーム」における検討などを踏まえ、本庁においてマニュアルを作成し、保健所においては本マニュアルを参考にしながら、地域推進方針を作成するものとする。

3 地域推進方針の作成時期等

- 第二次医療圏の中心となる保健所において、保健医療福祉圏域連携推進会議の検討を経て作成し、平成30年9月28日（金）までに地域医療課に報告すること。
なお、作成された21圏域の地域推進方針については、北海道総合保健医療協議会に報告した後に、道のホームページ上で公表する。

第1 基本的事項

1 作成の趣旨

- 地域推進方針作成の趣旨を記載する。

【記載例】

- 平成20年3月に策定した北海道医療計画（以下、「道計画」という。）においては、計画の中核をなす疾病・事業それぞれの医療連携体制の構築とその推進について、地域単位で保健所が市町村、医療機関、関係団体、道民等と共に取組む必要があることから、道計画の策定に合わせ、第二次医療圏の中心となる保健所において、地域の実情に応じた医療連携体制を構築し、円滑に推進するための方針として、圏域ごとに「地域推進方針」を作成し、また、道計画を25年3月に一部改訂したことにより、地域推進方針についても、25年度に見直しを行っています。
- 現行の地域推進方針の期間は、道計画と同様におおむね5年間としていることから、平成30年度を始期とする新たな道計画の策定と合わせ、第二次医療圏ごとに設置している保健医療福祉圏域連携推進会議において、現行の地域推進方針における目標の達成状況や施策の進捗状況の評価などを行い、5疾病・5事業及び在宅医療それぞれに係る医療連携体制を構築し、円滑な推進を図るため、●●圏域における地域推進方針を作成することとしました。

2 地域推進方針の名称

【記載内容】

- 第二次医療圏の名称を冠し、「北海道医療計画 [●●地域推進方針]」とします。

3 地域推進方針の期間

【記載内容】

- 道計画の期間に合わせ、平成35年度までの6年間とします。
（平成30年度～平成35年度までの6年間）

ただし、道計画は、在宅医療その他必要な事項については、3年ごとに調査、分析及び評価などを行い、必要がある場合は計画を変更するものとしていきますので、地域推進方針についても同様の取扱いとします。

4 地域の現況

- 道計画を参考に、地域における医療資源の概況等について記載すること。特に、地域における医療資源の概況を明らかにすること。

【道計画の記載事項】

- ・ 地勢と交通
- ・ 人口の推移
- ・ 住民の健康状態
- ・ 患者の受療動向等
- ・ 医療提供施設の状況
- ・ 医療従事者の年次推移

第2 5疾病・5事業及び在宅医療それぞれに係る医療連携の推進

- 5疾病・5事業及び在宅医療それぞれに係る医療連携体制を構築し、円滑な推進を図るための方策等について記載すること。

《記載する上でのポイント》

【医療連携体制（協議の場）】

《道計画（素案）》(P32) [趣旨]

医療連携体制の構築に当たっては、第二次医療圏を医療提供体制の確保に向けた基礎的な単位としつつも、各圏域の実態に即した対応が行えるよう、疾病ごとの受療動向等を踏まえ、必要に応じて第二次医療圏を越えた広域的な連携に向けて協議を進めることとします。なお、広域的な協議を行う際には、第二次医療圏単位での協議のみならず、地域の実情に応じて、隣接する一部市町村を加えた形での協議も行うこととします。

記載のポイント

新たな道計画においては、21の第二次医療圏を維持することとしているが、疾病によっては、急性期の入院治療等を完結することが難しい圏域もある。

該当する圏域においては、疾病ごとの受療動向等を踏まえ、二次医療圏を越えた広域的な連携（協議の場）や隣接する他圏域の一部市町村を加えた形での協議（協議の場）について必ず記載すること。

※記載内容は、事前に関係保健所間で調整すること。

※「隣接する他圏域の一部市町村を加えた形」とは、対象市町村の意向等を踏まえ、他圏域の圏域連携推進会議（専門部会等を含む）や調整会議などにオブザーバー的な立場で出席できるよう、関係保健所間で調整するもの。

《道計画（素案）》（P47, P54, P59）〔脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病〕

現状において急性期医療が完結しない医療圏においては、患者の受療動向等を踏まえた広域的な連携に関する協議の場として、保健医療福祉圏域連携推進会議等を活用しながら、患者情報の共有や地域における課題等について意見交換を行うなど、病病連携・病診連携の更なる推進を図り、必要な医療連携体制の確保に努めます。

記載のポイント

「広域的な協議の場」については、これまでも病院間、病院・診療所間での患者情報の共有等が個々に行われているが、医療計画を更に推進するという考え方の下、保健医療福祉圏域連携推進会議（専門部会等を含む）や既存の会議体を活用して、例えば定期的に保健所からデータの提供を行い、情報の共有や意見交換等を行っていたら、病病連携、病診連携の更なる推進を図っていくという趣旨。

なお、必要に応じて、新たな専門部会等の設置についても検討すること。

【地域連携クリティカルパス】

- 医療連携を推進するツールである地域連携クリティカルパスについては、新たな道計画においても、「脳卒中」「心筋梗塞等の心血管疾患」「糖尿病」の3疾病において、導入圏域数等を指標に設定している。

地域連携クリティカルパスについては、第二次医療圏ごとの導入を基本としていることから、保健所は、圏域内における導入に係る調整を引き続き行うとともに、地域推進方針においてもその旨を記載すること。

【訪問看護ステーションの役割】

《道計画（素案）》〔訪問看護ステーションの役割〕

新たな道計画では、国の指針に基づき、5疾病・5事業及び在宅医療のそれぞれに、「歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割」、「薬局の役割」に、「訪問看護ステーションの役割」を追加。

記載のポイント

道計画（素案）では、道歯科医師会、道薬剤師会、訪問看護人材育成推進協議会（※）の意見を踏まえて記載。各圏域においても、必要に応じて関係団体の意見等を踏まえて記載すること。（※構成団体：北海道看護協会、北海道総合在宅ケア事業団、北海道訪問看護ステーション連絡協議会）

【保健所が実施主体の事業】

- 医療連携体制推進事業などを活用し、5疾病の医療連携体制の推進に資する各保健所における個別事業について記載すること。

《5 疾病・5 事業及び在宅医療に係る記載》

- 道計画をベースに記載することとするが、個別の疾病等に係る留意事項などについて、必要に応じて本庁所管課から別途依頼する。

1 がんの医療連携体制

- (1) 現 状
- (2) 課 題
- (3) 必要な医療機能
- (4) 数値目標等
- (5) 数値目標等を達成するために必要な施策
- (6) 医療機関等の具体的名称
- (7) 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割
- (8) 薬局の役割
- (9) 訪問看護ステーションの役割

2 脳卒中の医療連携体制

- (1) ～ (9) 略

3 心筋梗塞等の心血管疾患の医療連携体制

- (1) ～ (9) 略

4 糖尿病の医療連携体制

- (1) ～ (9) 略

5 精神疾患の医療連携体制

- (1) ～ (9) 略

6 救急医療体制

- (1) ～ (9) 略

7 災害医療体制

- (1) ～ (9) 略

8 へき地医療体制

- (1) ～ (9) 略

9 周産期医療体制

(1)～(9) 略

10 小児医療体制（小児救急医療を含む）

(1)～(9) 略

11 在宅医療の提供体制

(1)～(9) 略

第3 （その他地域の実情に応じ記載すべき事項）

- 道計画の記載事項の中で、圏域の実情に応じ地域推進方針に記載すべきと考えられる事項がある場合、各保健所や圏域連携推進会議において、項目、内容等を検討の上、記載すること。

【道計画の記載事項】

- ・ 地域保健医療対策（第4章）
- ・ 医療の安全確保と医療サービスの向上（第5章）
- ・ 医師など医療従事者の確保（第6章）

第4 地域推進方針の進行管理

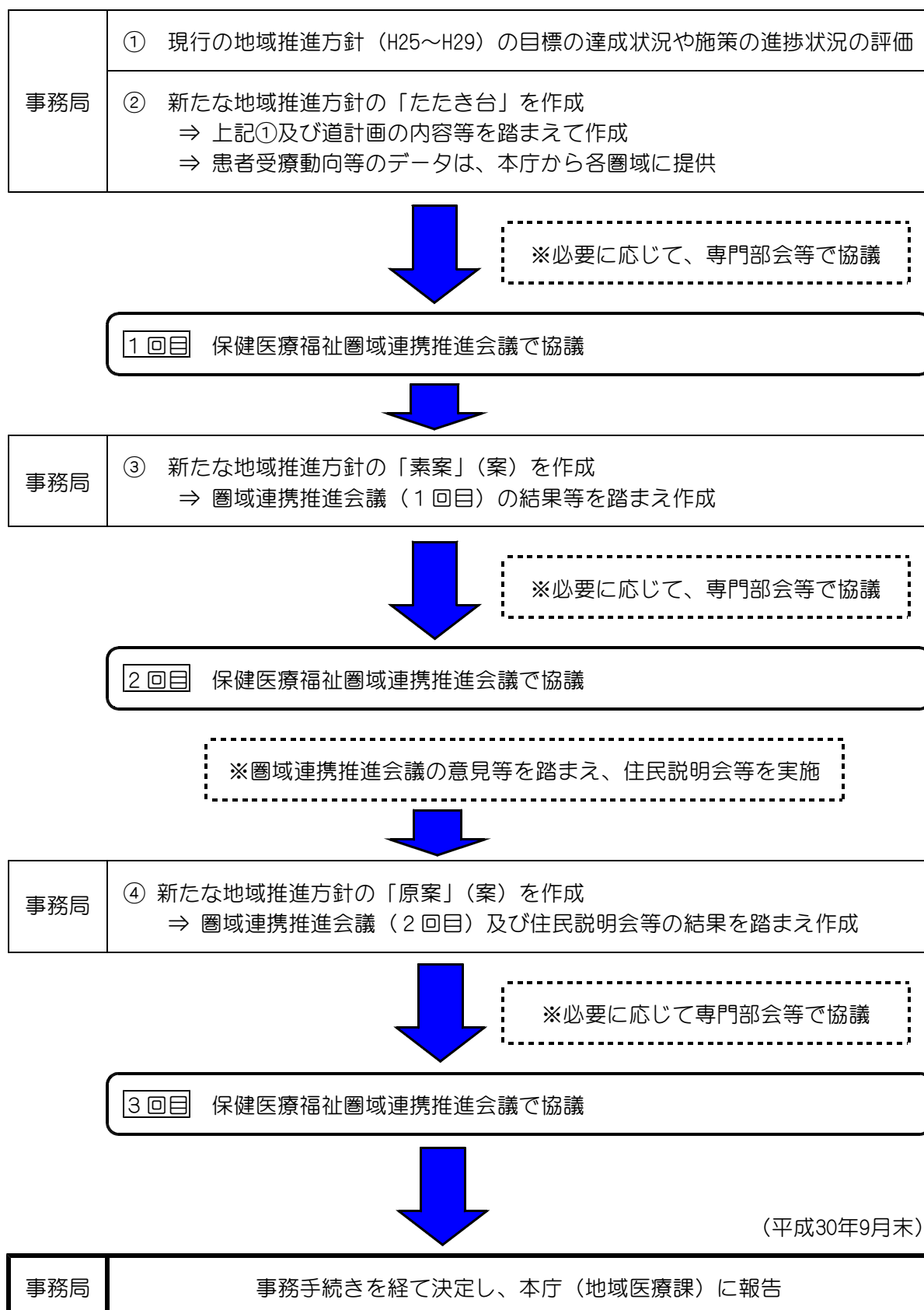
- 地域推進方針について、保健医療福祉圏域連携推進会議を活用し、定期的に進行管理（評価等を含む）を行う旨を記載すること。

第5 資料編

- 圏域内の医療資源の状況を把握する上で必要な資料等を掲載すること。

5 地域推進方針の検討・作成の手順（参考）

- 地域推進方針作成の手順（参考）をお示しするので、各圏域の実情に応じて進めること。



6 地域推進方針の作成・推進にあたって留意すべき事項

- 第二次医療圏内に複数の保健所（政令市保健所を含む）が所在する医療圏においては、これまでと同様に中心的保健所が保健医療福祉圏域連携推進会議の事務局を担い、地域推進方針の作成や進捗状況の把握・評価等の事務を行うこと。ただし、圏域内のその他保健所については、中心的保健所からの依頼に基づき、所管する市町村及び医療機関への調査等を実施するなど、必要な協力・支援を行うこと。
- 地域推進方針に基づく施策の推進等については、本庁担当課と連携し、21圏域又は26保健所単位で取組を進めること。
- 地域推進方針の進捗状況を圏域連携推進会議において毎年評価し、翌年度の5月31日までに、進捗状況を取りまとめ、本庁へ報告すること。
（報告様式は、別途提示）
- 本庁においては、全圏域の進捗状況を取りまとめ、北海道医療計画の進行管理の一部として、北海道総合保健医療協議会に報告するとともに、ホームページにより道民に周知する。
- 道計画（地域推進方針）に名称を記載する医療機関について、別途示す公表基準に基づき、新たに該当することとなる場合や基準を満たさなくなる場合には、速やかに本庁所管課へ連絡すること。
- 二次医療圏を越えた広域的な連携や隣接する他圏域の一部市町村を加えた形での協議については、関係保健所間の連携を密にし、柔軟に対応すること。
- 各区域の地域医療構想については、「別冊」扱いとしつつ、趣旨等については地域推進方針の中に必要な文言を取り込むこと。



その先の、道へ。北海道
Hokkaido. Expanding Horizons.

< 参考様式（ひな形） >

北海道医療計画 ●●地域推進方針

(平成30年度～平成35年度)

平成 年 月

北海道●●総合振興局保健環境部
(●●保健所)

第1 基本的事項	
1 作成の趣旨	…
2 地域推進方針の名称	…
3 地域推進方針の期間	…
4 地域の現況	…
第2 5 疾病・5 事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携の推進	
1 がんの医療連携	…
(1) 現 状	…
(2) 課 題	…
(3) 必要な医療機能	…
(4) 数値目標等	…
(5) 数値目標等を達成するために必要な施策	…
(6) 医療機関等の具体的名称	…
(7) 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割	…
(8) 薬局の役割	…
(9) 訪問看護ステーションの役割	…
2 脳卒中の医療連携	…
(1) 現 状	…
(2) 課 題	…
(3) 必要な医療機能	…
(4) 数値目標等	…
(5) 数値目標等を達成するために必要な施策	…
(6) 医療機関等の具体的名称	…
(7) 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割	…
(8) 薬局の役割	…
(9) 訪問看護ステーションの役割	…
3 心筋梗塞等の心血管疾患の医療連携	…
(1) 現 状	…
(2) 課 題	…
(3) 必要な医療機能	…
(4) 数値目標等	…
(5) 数値目標等を達成するために必要な施策	…
(6) 医療機関等の具体的名称	…
(7) 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割	…
(8) 薬局の役割	…
(9) 訪問看護ステーションの役割	…
4 糖尿病の医療連携	…
(1) 現 状	…
(2) 課 題	…
(3) 必要な医療機能	…
(4) 数値目標等	…
(5) 数値目標等を達成するために必要な施策	…
(6) 医療機関等の具体的名称	…

(7) 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割	...
(8) 薬局の役割	...
(9) 訪問看護ステーションの役割	...
5 精神疾患の医療連携	...
(1) 現 状	...
(2) 課 題	...
(3) 必要な医療機能	...
(4) 数値目標等	...
(5) 数値目標等を達成するために必要な施策	...
(6) 医療機関等の具体的名称	...
(7) 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割	...
(8) 薬局の役割	...
(9) 訪問看護ステーションの役割	...
6 救急医療体制	...
(1) 現 状	...
(2) 課 題	...
(3) 必要な医療機能	...
(4) 数値目標等	...
(5) 数値目標等を達成するために必要な施策	...
(6) 医療機関等の具体的名称	...
(7) 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割	...
(8) 薬局の役割	...
(9) 訪問看護ステーションの役割	...
7 災害医療体制	...
(1) 現 状	...
(2) 課 題	...
(3) 必要な医療機能	...
(4) 数値目標等	...
(5) 数値目標等を達成するために必要な施策	...
(6) 医療機関等の具体的名称	...
(7) 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割	...
(8) 薬局の役割	...
(9) 訪問看護ステーションの役割	...
8 へき地医療体制	...
(1) 現 状	...
(2) 課 題	...
(3) 必要な医療機能	...
(4) 数値目標等	...
(5) 数値目標等を達成するために必要な施策	...
(6) 医療機関等の具体的名称	...
(7) 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割	...
(8) 薬局の役割	...
(9) 訪問看護ステーションの役割	...
9 周産期医療体制	...
(1) 現 状	...
(2) 課 題	...

(3) 必要な医療機能	...
(4) 数値目標等	...
(5) 数値目標等を達成するために必要な施策	...
(6) 医療機関等の具体的名称	...
(7) 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割	...
(8) 薬局の役割	...
(9) 訪問看護ステーションの役割	...
10 小児医療体制（小児救急医療を含む）	...
(1) 現 状	...
(2) 課 題	...
(3) 必要な医療機能	...
(4) 数値目標等	...
(5) 数値目標等を達成するために必要な施策	...
(6) 医療機関等の具体的名称	...
(7) 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割	...
(8) 薬局の役割	...
(9) 訪問看護ステーションの役割	...
11 在宅医療の提供体制	...
(1) 現 状	...
(2) 課 題	...
(3) 必要な医療機能	...
(4) 数値目標等	...
(5) 数値目標等を達成するために必要な施策	...
(6) 医療機関等の具体的名称	...
(7) 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割	...
(8) 薬局の役割	...
(9) 訪問看護ステーションの役割	...

第（ ） 地域保健対策の推進

第（ ） 医療の安全確保とサービスの向上

第（ ） 医師など医療従事者の確保

第4 地域推進方針の進行管理等

- | | |
|-----------------------|-----|
| 1 目標達成のための推進体制と関係者の役割 | ... |
| 2 地域推進方針の進行管理 | ... |

第5 資料編

...

別冊 北海道医療計画●●圏域地域推進方針〔別冊〕 ●●区域地域医療構想

本編等は、現行の地域推進方針及び道計画（素案）を参考に作成すること。